あり、 資曆十三年の板行である。

| 孫川の水源なる中、川に懸る瀑布。高さ ||四|| 幽したといふ僧説に基づいて、風嵐も奏澄の カスミガタキ 霞ヶ瀧 來た時風威凛烈だつたから名づけられたもの

彼の深きこと他所よりも勝つてゐたからの名 東方が小立野の斷崖になつてゐる爲か、存春」付上野村勘十郎の書上に『越前守殿風嵐の湯 橋附近にかけて、昔は 復ご野と いうた。その「美郡出山下にある。 明暦元年九月自山爭論に 院の在つた邊から北方、本多町地境なる韓屋 カスミガノ 霞ヶ野 金澤なる長谷山慈光

つを得た。元和四年歿。式部一に民部に作る 大小將に列し、大坂陣に從うて背屋口で首二 年來つて前田利長に仕へ、後五百石を受け、 内膳に劉蹇子となつたものである。慶長十二 初名式部。質は製臣秀吉の臣吉田助左衛門の 子で、賤・岳七本鎗の 一人と言はれた 加須屋 カスヤジュウザエモン 加須屋十左衞門

用に任じ、享和二年十月十六日歿。 加へて同御附物頭となり、寛政四年學校方御 奉行・ 縮仙院 御用人を經、天明七年五十石を一の最大なるは、地上一米五に於いて周岡三米 受け、定番御馬廻に班し、御書物奉行・攺作「岩面に垂下して地に入る狀他に比類なく、根 門。資曆四年養父和左衞門孝勝の遺知百石を一で、枌高四〇米及び三六米であるが、樹根の

簡頭鎌御横目に至り、正徳元年歿した。 に任じ、延寶五年百石を加へ、貞享三年御先 養父平左衞門遺知の中三百石を襲ぎ、御横目「著合ふ。確程三粁尉。

牛首(今白峰)から牛首川の左岸に沿りて稍湖。 カセギメン 稼免 游政の時、村方にして つた所に在る部落。是から上流には赤岩・市・ 瀬・三、谷等の小泉落があるばかりで、白山一 帯の連山に頷くわけである。風風はもと獨立 カゼアラシ 風嵐 カジ 能美都自山下なる。 韻の海に入る。 流程一〇籽浒。

能美郡尾弥地内尾。白峰に合併した。この邊では白山を姿澄が開。稼免は定觅中に含まれるもので、別にその名。 してゐたが、人口が漸く滅じたから、明治中 一日を表すことがない。

だと言はれてゐる。 カゼアラシオンセン 風嵐温泉 カザラ 能 **

へ御湯治被成候由に而、御國さかひ瀬戸村迄 近作中4°。」とある。風鼠温泉は即ち市、瀬温

に於いて牛首川に注ぐ。 長山の北方にある孫で、その水は風嵐の部落 カゼアラシダニ 風嵐谷 シー 能楽郡大

カゼアラシノオホケヤキ 風嵐の大枠 シー・

泉である。↓イチノセオンセン「市、潮温泉。

カスヤタカチカ
加須屋孝周
通称関右衛
の所で七米八、他の一は同高に於いて五米二 五を測るものがある。 能美郡自峰小字風嵐の岩根社は、高さ七米三、 頂上約一三平方米の礫岩上に建つが、その後 方に二株の大概がある。太さ一は岩上一米五

カスヤハルヤス 加須屋玄保 道群傳兵衛。 荒谷内から出で、大笹・米町入合で 川尻川に カセカシガハ かせかし川 羽咋郡田原領 | 東方にある山。高さ三五四米。地質却石安山

麻生人合領山のかせ谷内から流出で、佐々波 カセガハ かせ川 鹿島郡黒崎・菅澤・須能・

| 炭の副薬あり、町立なれば函薬を衆營すべき 城下に近き時は畑作の收利多く、山方には薪

幾分の痥相を加重するを稼災というた。但し

カゼタニ 風谷 江沿郡奥山方に盛する部

落から、越削坂非郡清瀧へ越える峠。高さ五 一〇米。 カゼタニタウゲ 風谷峠 江沿郡風谷の部

掛敷年の後京師に似はり、掛肆妄に前野の著 シヘ 假設楠正成下諸士教 一冊。 元祿五年 指す。朔望と共に、頭分以上の諸士登城して つて、同本であるが多少の相違がある。この 滞侯に謁し奉賀するを例とした。 室鳩巣の著。別に楯諸士教と題するものがあ カセツクスノキマサシゲショシニクダスオ カセツ 佳節 正・三・五・七・九月の節句を

米。 | 北に常り、堂の部落に越える峠。高さ五八九 カセバ 加勢場 カゼフキタウゲ 風吹峠 石川郡御來の東 鳳至郡寺山の内の小字。

カゼフキダケ 風吹岳 羽咋郡人釡部幣の

君家訓と題して之を世に行うた。

岩 及び金澤連中の句が集めてある。寄皐も黑島 の人で、同年二十五歳で歿したものである。 カゼモアキ 風も秋 一冊。能登黒島の俳

一が故に、軍に田地に對する普通の発以外に、 する。安永の能登名跡志富來の條に、八兵衛 に至る海岸を増穣の浦というて、歌仙貝を産 安永八年に成つたが、刊紀は無い。 カセンガヒ 歌仙貝 羽咋郡 苗來から酒見

事」といへるは是である。

カタイメン 過意至 器政の時、百姓風に

かし二十六種の小貝を歌仙貝と稱して賞翫す のみのことではない。 ることは江戸中期に晋く行はれた所で、こゝ

- 眞言宗の寺院があり、今その跡に観音堂の字 いふ。鶏尾配に、この村に古へ華巌寺といふ 常念寺にあると記してゐる。 名を存する。その時の太子像はこの村の道場

カソウジ 華藏寺 河北郡大場にあつたと

なるを思ひ、柳枝軒茨城方道の序を加へ、明 近親から過意銀を出して放免せられたことの 游政時代の科科である。 一村・山麹の法に 鰯 あるのは、名は過意銀だが、その性質は贖罪 の不念等に之を科した例がある。父天明六年 能登所口加藤丹四郎の禁牢を命ぜられた時、 れた時、遊女に闘する私曲、藏衙の不時、質层 カソン 荷村 ↓ウへダカソン 上川荷村。 カタイギン 過意銀 又過意銭ともいひ、

銀である。 カタイシダイミョウジン 片石大明神

もの。片石は神像石の轉訛といふ。

島郡大津に鎭座して、藩の赴號帳に脱漏した

町。此邊の大村也。家敷市軒許あり。御收納 凝・御鹽藏あり。 海藏寺とて淵寺あり。」とあ 落。能管名跡志に、『片岩。 眞 浦より 一里九 カタイハ 片岩 珠洲郡西海郷に属する部

中としては、過意米として屋別一石宛可出之 するをいふ。慶長九年五月の掟に『自今以後 在所のおとな古姓、前隣家之古姓可成敗。村 百姓たる者、他國の金山へ能越者有之ば、共

カタイマイ 過意米 科料として米穀を徴